

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書手数料規程

第1条（趣旨）

この規程は、関西住宅品質保証株式会社（以下「関住」という。）が実施する省エネ住宅ポイント対象住宅証明書に係る適合審査料金について必要な事項を定める。

第2条（新築住宅（省エネ住宅ポイント対象住宅証明書）に係る手数料）

新築住宅に係る省エネ住宅ポイント対象住宅証明書手数料は、別表1に掲げる額とする。

第3条（手数料の増減）

関住は、第2条から前条に定める手数料の額を、種々の状況を勘案して増減することができる。

第4条（再発行手数料）

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書の再発行手数料は、1通につき1,080円（消費税含む）とする。

第5条（手数料の支払期日）

- 1 手数料の支払期日は、証明書交付日の翌日から28日以内とする。
- 2 前項については、申請者と関住の間で協議して特に定めた場合は、この限りでない。

第6条（手数料の支払方法等）

- 1 手数料は、支払期日までに関住の指定する銀行口座に銀行振込により支払うものとする。
- 2 前項の振込手数料は省エネ住宅ポイント対象住宅証明申請者の負担とする。

附 則

この規程は平成27年2月17日申請分から適用する。

制定 平成27年2月17日

別表1 新築住宅の省エネ住宅ポイント対象住宅証明書 適合審査料金（消費税含む）

1. 基本料金

① 戸建住宅

適用する基準	一般	評価書等利用
住宅事業建築主の判断基準	32,400 円	14,040 円
一次エネルギー消費量等級	32,400 円	—
断熱等性能等級	27,000 円	—
省エネルギー対策等級	19,440 円	—

② 共同住宅 別途見積り

2. 変更・再発行料金

① 変更料金 別途見積り

② 再発行料金 3,240 円/住戸

以上